

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年4月8日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ  
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ  
ギルバート・シントゲン  
（Gilbert Schintgen）  
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード  
ジェフリー・ラヘイ  
（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、  
J.F.ケネディ通り33A番  
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,  
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健  
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
弁護士 大西 信治  
弁護士 尾登 亮介

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
UBS（Lux）エクイティ・ファンド  
（UBS（Lux）Equity Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
UBS（Lux）エクイティ・ファンド  
アジア・コンサンプション 5億アメリカ合衆国ドル  
（米ドル）クラスP受益証券 （約537億円）  
ヨーロッパ・オポチュニティ 8億ユーロ  
（ユーロ）クラスP受益証券 （約1,050億円）

ヨーロッパ・オポチュニティ (ユーロ)クラス(米ドル・ヘッジ)(約537億円) P受益証券	5億アメリカ合衆国ドル
グレーター・チャイナ(米ドル) クラスP受益証券	9億アメリカ合衆国ドル (約966億円)
スモール・キャップスUSA (米ドル)クラスP受益証券	9億アメリカ合衆国ドル (約966億円)
USサステナブル(米ドル) <sup>(注2)</sup> クラスP受益証券	9億アメリカ合衆国ドル (約966億円)

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) UBS(Lux)エクイティ・ファンド-エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド-エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ-エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド-ユーロ・ストック50アドバンスト(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド-ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド-スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン(日本円)は、2015年9月22日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド-ジャパン(日本円)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド-台湾(米ドル)は、2015年10月29日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ-アジア・スモラー・カンパニーズ(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド-フィナンシャル(ユーロ)は、2015年11月12日付でUBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ-グローバル・エクイティーズ(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド-セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)は、2016年12月6日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ-ユーロ・カンTRIES・インカム(ユーロ)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド-オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散した。
- (注2) 2019年4月8日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド-USAマルチ・ストラテジー(米ドル)は、その名称をUBS(Lux)エクイティ・ファンド-USサステナブル(米ドル)に変更した。
- (注3) ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.28円、1米ドル=107.37円)による。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年5月31日に提出した有価証券届出書(2018年8月3日付、2018年8月31日付および2019年1月16日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2019年3月1日付で、ファンドの管理事務代行会社であるノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEの登記上の住所が英国からルクセンブルグに変更され、また、2019年4月8日付で、サブ・ファンドの名称、投資方針、管理報酬、申込(販売)手続等、買戻し手続等に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線または傍線部は訂正部分を示します。

## 2【訂正の内容】

## 表紙

<訂正前>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

(中略)

<u>USAマルチ・ストラテジー</u>	9億アメリカ合衆国ドル
<u>(米ドル)クラスP受益証券</u>	(約966億円)

縦覧に供する場所

該当事項なし

(注1)UBS(Lux)エクイティ・ファンド-エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド-エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ-エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド-ユーロ・ストック50アドバンスド(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド-ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド-スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン(日本円)は、2015年9月22日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド-ジャパン(日本円)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド-台湾(米ドル)は、2015年10月29日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ-アジア・スモラー・カンパニーズ(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド-フィナンシャル(ユーロ)は、2015年11月12日付でUBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ-グローバル・エクイティーズ(米ドル)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド-セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)は、2016年12月6日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ-ユーロ・カントリーズ・インカム(ユーロ)に吸収され解散した。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド-オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止する。

(注2)ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.28円、1米ドル=107.37円)による。

<訂正後>

(前略)

届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額

(中略)

<u>USサステナブル(米ドル)</u>	(注2) 9億アメリカ合衆国ドル
<u>クラスP受益証券</u>	(約966億円)

縦覧に供する場所

該当事項なし

- (注1) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストック50アドバンスト(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン(日本円)は、2015年9月22日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ジャパン(日本円)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - 台湾(米ドル)は、2015年10月29日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - アジアン・スモラー・カンパニーズ(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - フィナンシャル(ユーロ)は、2015年11月12日付でUBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)は、2016年12月6日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - ユーロ・カンTRIES・インカム(ユーロ)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散した。
- (注2) 2019年4月8日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー(米ドル)は、その名称をUBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)に変更した。
- (注3) ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2018年2月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.28円、1米ドル=107.37円)による。

## 第一部 証券情報

### (2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券。2018年5月31日現在、ファンドは17のサブ・ファンドを有するアンブレラ型である。

ファンドのサブ・ファンドのうち、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA(米ドル)およびUBS(Lux)エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー(米ドル)(以下それぞれ「サブ・ファンド」という。)のクラスP - a c c(以下日本においては「クラスP」と呼ぶ。)受益証券ならびにUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)のクラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c(以下日本においては「クラス(米ドル・ヘッジ)P」と呼ぶ。)受益証券が本書に基づき日本で募集される(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)

(中略)

- (注4) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストック50アドバンスト(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン(日本円)は、2015年9月22日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ジャパン(日本円)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - 台湾(米ドル)は、2015年10月29日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - アジアン・スモラー・カンパニーズ(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - フィナンシャル(ユーロ)は、2015年11月12日付でUBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)は、2016年12月6日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - ユーロ・カンTRIES・インカム(ユーロ)に吸収され解散した。  
 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止する。

<訂正後>

記名式無額面受益証券。2019年4月8日現在、ファンドは15のサブ・ファンドを有するアンブレラ型である。

ファンドのサブ・ファンドのうち、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA(米ドル)およびUBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)(注5)(以下それぞれ「サブ・ファンド」という。)のクラスP - a c c(以下日本においては「クラスP」と呼ぶ。)受益証券ならびにUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)のクラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c(以下日本においては「クラス(米ドル・ヘッジ)P」と呼ぶ。)受益証券が本書に基づき日本で募集される(以下「ファンド証券」または「受益証券」という。)

(中略)

(注4)UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストック50アドバンスド(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン(日本円)は、2015年9月22日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ジャパン(日本円)に吸収され解散した。UBS(Lux)エクイティ・ファンド - 台湾(米ドル)は、2015年10月29日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - アジアン・スモラー・カンパニーズ(米ドル)に吸収され解散した。UBS(Lux)エクイティ・ファンド - フィナンシャル(ユーロ)は、2015年11月12日付でUBS(Lux)キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ(米ドル)に吸収され解散した。UBS(Lux)エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)は、2016年12月6日付でUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - ユーロ・カンTRIES・インカム(ユーロ)に吸収され解散した。UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散した。

(注5)2019年4月8日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - USAマルチ・ストラテジー(米ドル)は、その名称をUBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)に変更した。以下同じ。

#### (4) 発行(売出)価格

##### <訂正前>

購入の申込みがファンド営業日(以下に定義する。)の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(以下「締切時間」という。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch)(以下「管理事務代行会社」という。)に登録された場合、その日の締切時間後に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。)

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)

(注1)「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日)をいう。

(注2) ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズ・ピーエルシー ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services PLC, Luxembourg Branch)は、2018年10月8日付で、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE ルクセンブルグ支店(Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch)に商号が変更された。以下同じ。

後記(8)に記載された申込取扱場所に照会することができる。

##### <訂正後>

購入の申込みがファンド営業日(以下に定義する。)の遅くとも中央ヨーロッパ標準時間15時(以下「締切時間」という。)までにノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE (Northern Trust Global Services SE)(以下「管理事務代行会社」という。)に登録された場合、その日の締切時間後

に計算した純資産価格(以下、購入および買戻しの申込みを「注文」といい、注文が登録される日を「注文日」という。)

ただし例外として、下記のサブ・ファンドについては、中央ヨーロッパ標準時間13時の締切時間が適用される。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド-アジア・コンサンプション(米ドル)

UBS(Lux)エクイティ・ファンド-グレーター・チャイナ(米ドル)

(注1)「営業日」とは、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日)をいい、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。

(注2)ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE(Northern Trust Global Services SE)は、2019年3月1日付で、その登記上の住所を英国からルクセンブルグに変更した。以下同じ。

後記(8)に記載された申込取扱場所に照会することができる。

## (7) 申込期間

### <訂正前>

2018年6月1日(金曜日)から2019年5月31日(金曜日)まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日)でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込の取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(10) 払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社(後記「(8) 申込取扱場所」を参照)において申込を受けられない場合がある。

(注1) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(注2) UBS(Lux)エクイティ・ファンド-オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止する。以下同じ。

### <訂正後>

2018年6月1日(金曜日)から2019年5月31日(金曜日)まで

ただし、ルクセンブルグにおける通常の銀行営業日(即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている日)でかつ日本における販売会社および販売取扱会社(以下に定義する。)の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に、申込の取扱いが行われる。ただし、12月24日および31日、ルクセンブルグの個々の法定外休日ならびにサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合(ゴールデンウィーク、年末年始等)等、後記「(10) 払込取扱場所」に記載される期日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社(後記「(8) 申込取扱場所」を参照)において申込を受けられない場合がある。

(注1) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(注2) UBS(Lux)エクイティ・ファンド-オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散した。以下同じ。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

## (2) ファンドの沿革

## &lt;訂正前&gt;

(前略)

2016年12月6日 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)の解散

2017年4月7日 改正ファンド約款効力発生

2018年8月3日 改正ファンド約款効力発生

## &lt;訂正後&gt;

(前略)

2016年12月6日 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ(ユーロ)の解散

2017年4月7日 改正ファンド約款効力発生

2018年8月3日 改正ファンド約款効力発生

2019年4月8日 UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)の解散

## 2 投資方針

## &lt;訂正前&gt;

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止します。

## (1) 投資方針

(前略)

サブ・ファンドの資産は、リスク分散原則に従って投資される。特定のサブ・ファンドの投資方針においてより高い比率が認められる場合の他、すべてのサブ・ファンドは、その資産の70%を最低額として株式、組合出資持分、および、当該サブ・ファンドの名称に表示される指標に含まれる企業、またはサブ・ファンドの名称に表示される国または地域に所在するもしくは主な活動を行っている企業の発行する参加証書(持分証書および持分権)、短期証券、分配請求権証券およびワラント等のその他の株式関連証券に投資する。

(中略)

各サブ・ファンドは、投資が行われるあらゆる通貨建ての流動資産を付随的に保有することができる。

サブ・ファンド資産の少なくとも51%は、投資信託の受益証券ではなく、かつ、欧州議会と2004年4月21日会議の金融商品市場に関する指令2004/39/ECに定義される、「規制ある市場」に上場されまたはかかる市場で取引される株式に投資される。

個々のサブ・ファンドの投資方針と対立しない限りにおいて、サブ・ファンドは純資産額の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

## 各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)

(中略)

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、アジア(除く日本)にあるまたは同地域で主に活動を行い、かつ、アジアの消費者に物品とサービスを提供する事業に従事している企業の幅広く分散された株式ポートフォリオに投資することを望む投資家に適している。当該投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟がある。

## UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ (ユーロ)

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ (ユーロ) は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他の持分に投資する。常にその資産の少なくとも75%をアイスランド、ノルウェーまたは欧州連合の国に所在する企業の株式またはその他の持分に投資される。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドは(その純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託である) ヨーロッパ・スモールおよび/またはミッド・キャップスに直接的もしくは間接的に投資を行うこともできる。投資制限の「5 証券および短期金融商品を裏付け資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。

(中略)

## UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ (米ドル)

(中略)

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、中国の主要な企業に幅広く分散された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

(中略)

## UBS (Lux) エクイティ・ファンド - U S A マルチ・ストラテジー (米ドル)

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - U S A マルチ・ストラテジー (米ドル) は、その資産の3分の2を、米国に所在するかまたは主として米国で事業を展開するあらゆる規模の会社の株式および持分権に投資する。

ポートフォリオ・マネジャーは、UBSアセット・マネジメントが提供する様々な投資戦略を組み合わせる。ポートフォリオ・マネジャーは、金融市場の循環のあらゆる局面において適切な資産配分が行われるように、様々な投資戦略に資産を投資する(投資戦略には、グロース、バリューや会社の規模(時価総額)を含むがこれらに限られない。)。分散投資は、幅広い銘柄への投資のみならず、様々な投資戦略へ投資することでも達成されるため、このマルチ戦略アプローチは、単一戦略を追求する商品と比べ、より幅広いサブ・ファンドの資産の分散を可能とする。

基準通貨は、米ドルである。

## 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、主要な米国企業に幅広く分散された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

(後略)

## &lt;訂正後&gt;

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - オーストラリア (豪ドル) は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散しました。

## (1) 投資方針

(前略)

サブ・ファンドの資産は、リスク分散原則に従って投資される。特定のサブ・ファンドの投資方針においてより高い比率が認められる場合の他、すべてのサブ・ファンドは、その資産の70%を最低額として株式、組合出資持分、および、当該サブ・ファンドの名称に表示されるセクターやテーマに関連することのある企業、またはサブ・ファンドの名称に表示される国、地域または経済セクターに所在するもしくは主な活動を行っている企業の発行する参加証書(持分証書および持分権)、短期証券、分配請求権証券およびワラント等のその他の株式関連証券に投資する。



(中略)

各サブ・ファンドは、投資が行われるあらゆる通貨建ての流動資産を付随的に保有することができる。

個々のサブ・ファンドの投資方針と対立しない限りにおいて、サブ・ファンドは純資産額の10%を上限として既存のUCITSおよびUCIに投資することができる。

各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)

(中略)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、アジア(除く日本)にあるまたは同地域で主に活動を行い、かつ、アジアの消費者に物品とサービスを提供する事業に従事している企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを望む投資家に適している。当該投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟がある。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他の持分に投資する。常にその資産の少なくとも75%はアイスランド、ノルウェー、イギリスまたは欧州連合の国に所在する企業の株式またはその他の持分に投資される。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドは(その純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託である)ヨーロピアン・スモールおよび/またはミッド・キャップに直接的もしくは間接的に投資を行うこともできる。投資制限の「5 証券および短期金融商品を裏付け資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。

(中略)

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)

(中略)

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、中国の主要な企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

(中略)

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)は、その資産の3分の2を、米国に所在するかまたは主として米国で事業を展開するあらゆる規模の会社の株式および持分権に投資する。

本サブ・ファンドは、様々な財務要因、ならびに環境、社会およびガバナンス(ESG)基準の観点での企業業績等、ファンダメンタルな持続可能性要因に基づいて、企業へ投資を行う。ESG基準は、企業の主要分野に影響を与え、二酸化炭素排出量や経営効率、労働基準やサプライチェーンの管理、ボード・ダイバーシティや贈収賄および汚職防止のガイドラインというテーマを含む。平均を上回る持続可能性の特徴を有し、持続可能性の基準から特に具体的なビジネスモデルを持つ企業を主に選択するため、独自の分析手法が用いられる。サブ・ファンドは、ESG基準を投資プロセスに有す。サブ・ファンドは、ポジティブ・スクリーニングと最小限の除外基準を用いる。そのため、サブ・ファンドは、アルコール、タバコあるいは軍事兵器の生産や販売、または賭博の運営により主な収益を得る企業の株式に投資しない。サブ・ファンドは特にエネルギー効率、環境、健康および人口動態または社会の改善に関わる企業に投資する。

基準通貨は、米ドルである。

### 典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、環境、社会および経済問題に取り組む米国企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

(後略)

## (3) 運用体制

&lt;訂正前&gt;

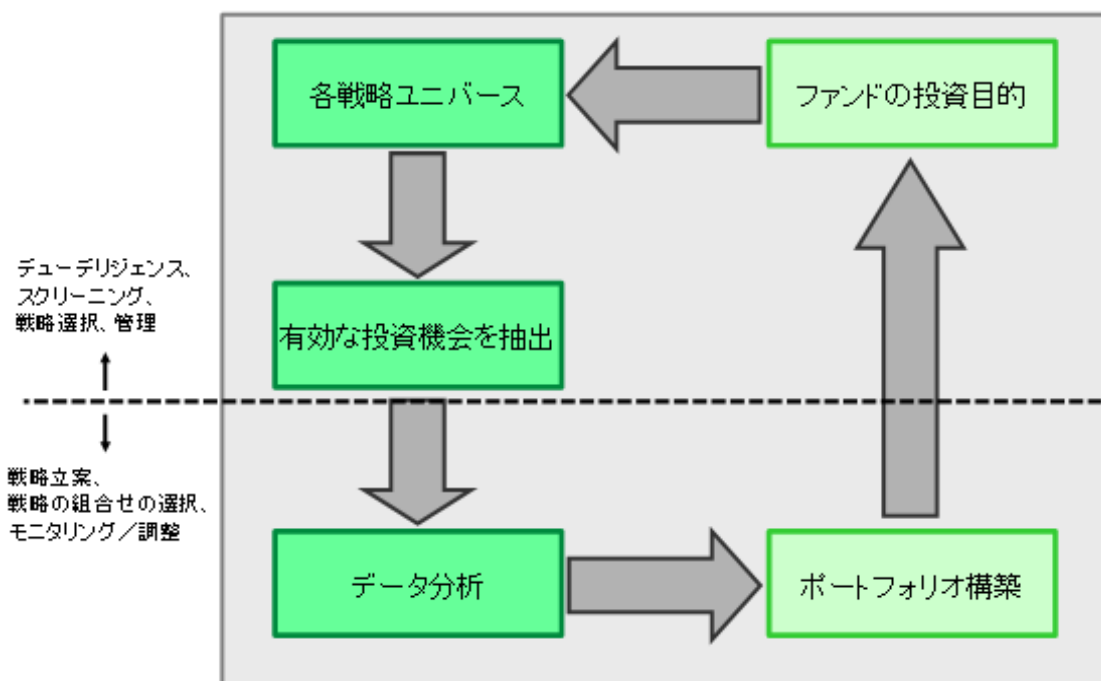
(前略)

## (e) USAマルチ・ストラテジー(米ドル)

本サブ・ファンドは、一貫してかつ分散化したポートフォリオを提供するために、様々な、互いに相関の低い米国株式戦略を組み合わせることを目指す。例えば、グロース戦略とバリューストック戦略の組み合わせは、バランスの取れたポートフォリオを構築できることがある。また、中型株ポートフォリオを加えることで、リターンを強化できる場合がある。



ファンドに組入れられた各戦略は、継続的に検証する。その検証により、新しい戦略が加えられたり、組入れられていた戦略が投資対象から外されることもある。



サブ・ファンドは、主ポートフォリオ・マネージャー、ポートフォリオ・マネージャーと戦略の分析を行う戦略アナリストの投資チームによって、運用されている。戦略アナリストは主に、デュー・デリジェンスに基づき、追加や削除の候補となる各戦略を提案することに責任を持っている。

主ポートフォリオ・マネージャーとポートフォリオ・マネージャーは、定期的、または必要に応じて適宜、ポートフォリオの分析を行うことに第一義的な責任を負うと共に、各戦略の配分を最終決定する。主ポートフォリオ・マネージャーは、投資プロセス全体にも責任を持つ。各戦略配分の最終決定には、投資チーム内の同意が必要である。

投資チームは、毎月、ポートフォリオのパフォーマンスや戦略配分の検証を行う。これにより、戦略配分を変更することがある。

( ) 会合、委員会またはその他の社内組織

(後略)

<訂正後>

(前略)

(e) U S サステナブル(米ドル)

サブ・ファンドの投資哲学および投資プロセスは、ボトムアップのファンダメンタル・リサーチと綿密なサステナビリティ分析を組み合わせたものである。割安感があり、かつ省エネや節水、ヘルスケア、人口動態および長期的なトレンド等の継続的なテーマから利益を享受することができる企業を積極的に選択する。「サステナビリティ」は、各企業が長期的な採算性および収益性の達成を目指す中でほぼ間違いなく最大の勘案事項である。株主が投資しているものは、当該企業の財務諸表に記載されている内容よりもはるかに多くのものが含まれている。つまりその経営体制、所有建物、従業員、企業文化、規制環境、ガバナンスおよびブランド価値を含んだ企業価値の全体像を俯瞰して投資の意思決定を行う。

UBS独自のサステナビリティ・データベースを管理し、独自のスコアリング手法を採用している。各業種のビジネスモデルに適合したKPI(重要業績評価指標)を設定し、各KPIの重要性に基づいてウェイト付けを行う。このように独自にデータ収集することにより、外部のESG格付業者よりも、企業のサステナビリティへの取り組みについて、より適時かつ正確に把握することができると考えている。

ポートフォリオ構築プロセスは、ポートフォリオ構築チームおよび複数のアナリストによる一連の総合的な意思決定から構成されている。ポートフォリオ・マネジメント・チームは、ポートフォリオのポジショニングを議論する目的の会議を週次にて開催し、変更候補の検証を行う。さらに、ポートフォリオ・マネジメント・チームは、投資モデルに対するアップデートおよび直近の調査出張の成果等について意見交換をするために、複数のアナリストを交えたグループ・ミーティングを行っている。この他、具体的なトレードに関するアイデアを検討するために個別のミーティングを毎週行っている。この個別のミーティングでは通常、各ポートフォリオ・マネジャーとアナリストとの間で投資テーマ、評価モデルおよびカタリストについての全面的な検証を含む徹底的な話合いが行われる。各アナリストが自身でリサーチを行い各々の対象地域分野における投資機会を特定する中で、チーム内では定例会議外での議論も頻繁に交わされている。

サブ・ファンドのポートフォリオ構築手法は、独自の「ポートフォリオ・オプティマイゼーション・プラットフォーム」により強化されている。これは、アルファ、リスクおよび取引コストを単一のプラットフォームに統合した双方向の意思決定支援ツールであり、ポートフォリオ構築チームはこれにより、シナリオ分析を行い、トレード候補のポジションがポートフォリオのリスク特性に与える影響をリアルタイムで評価することが可能となる。

( ) 会合、委員会またはその他の社内組織

(後略)

### 3 投資リスク

<訂正前>

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止します。

(後略)

<訂正後>

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - オーストラリア (豪ドル) は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散しました。

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

<訂正前>

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - オーストラリア (豪ドル) は、2019年1月17日付で募集を停止します。

<訂正後>

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - オーストラリア (豪ドル) は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散しました。

#### (3) 管理報酬等

<訂正前>

(前略)

ファンドは、クラスP受益証券およびクラス(米ドル・ヘッジ)P受益証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド	上限定率報酬 (上限管理報酬)	上限定率報酬 (上限管理報酬) 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
(中略)		
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - USA マルチ・ストラテジー (米ドル)	年率1.800% ( <u>1.440%</u> )	年率1.850% ( <u>1.480%</u> )

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

ファンドは、クラスP受益証券およびクラス(米ドル・ヘッジ)P受益証券に関し、各サブ・ファンドの平均純資産額に基づいて計算される月次上限定率報酬を支払う。

サブ・ファンド	上限定率報酬 (上限管理報酬)	上限定率報酬 (上限管理報酬) 名称に「ヘッジ」を含む クラス受益証券の料率
(中略)		
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)	年率1.650% (1.320%)	年率1.700% (1.360%)

(後略)

(5)課税上の取扱い

&lt;訂正前&gt;

(前略)

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

2014年11月14日に、中国当局は、2014年11月17日以降、外国投資家がストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得たキャピタル・ゲインが中国において適用される法人所得税ならびに個人所得税および個人事業税を一時的に免除される旨の財税指令(2014年)第81号を公布した。外国投資家は、中国において適用される10%の配当源泉徴収税を支払う義務を負う。かかる税金は、中国で上場されている企業により源泉控除され、中国において管轄権を有する税務当局に支払われる。税務上の目的で中国と租税条約を締結する法域に居住する投資家は、支払済みの源泉徴収超過額の還付を申請することができる。ただし、当該租税条約は、中国において支払われた税率よりも低い税率の分配源泉徴収税を定める。

ファンドは、ストック・コネクトを通じて中国A株式を売却する場合、中国で適用される0.1%の印紙税を課税される。

&lt;訂正後&gt;

(前略)

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

2014年11月14日に、中国当局は、2014年11月17日以降、外国投資家がストック・コネクトを通じた中国A株の取引から得たキャピタル・ゲインが中国において適用される法人所得税ならびに個人所得税および個人事業税を一時的に免除される旨の財税指令(2014年)第81号を公布した。外国投資家は、中国において適用される10%の配当源泉徴収税を支払う義務を負う。かかる税金は、中国で上場されている企業により源泉控除され、中国において管轄権を有する税務当局に支払われる。税務上の目的で中国と租税条約を締結する法域に居住する投資家は、支払済みの源泉徴収超過額の還付を申請することができる。ただし、当該租税条約は、中国において支払われた税率よりも低い税率の分配源泉徴収税を定める。

ファンドは、ストック・コネクトを通じて中国A株式を売却する場合、中国で適用される0.1%の印紙税を課税される。

### ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

サブ・ファンドの特別な投資方針に定められる投資制限に加え、ファンドのすべてのサブ・ファンドは、ドイツ投資税法に規定される部分的課税免除の適用を受けるため、その関連する純資産価額の51%以上をエクイティ投資対象に投資する(以下、「エクイティ投資割当」という。)。

本投資制限の目的上、「エクイティ投資対象」には以下が含まれる。

- 1) 証券取引所での取引が認められているか、または金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EUの意味の範囲内における「規制ある市場」の基準を満たす他の組織化された市場で取引されているか、もしくは当該市場での取引が認められている会社の株式(預託証券を除く。)。
- 2) ( ) 法人税の課税対象となり、かかる課税の免除の恩恵を受けない欧州連合の加盟国もしくは欧州経済地域の加盟国に本拠地を有するか、または( ) 他の国に本拠地を有し、15%以上の法人税の課税対象となる、不動産会社以外の会社の株式。
- 3) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)で、関連する投資条件に記載されるとおり、その価額の51%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの(以下、「エクイティ・ファンド」という。)の受益証券。この場合、ファンドが保有するエクイティ・ファンドの受益証券の51%がエクイティ投資対象を構成するとみなされる。
- 4) UCITSで、関連する投資条件に記載されるとおり、その価額の25%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの(以下、「ミックス・ファンド」という。)の受益証券。この場合、ファンドが保有するミックス・ファンドの受益証券の25%がエクイティ投資対象を構成するとみなされる。
- 5) 関連する投資条件においてエクイティ投資比率を開示するエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。
- 6) 日次ベースでエクイティ投資比率を開示するエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。

上記(3)、(4)、(5)および(6)項に記載される場合を除き、UCITSの受益証券は、エクイティ投資対象を構成するとはみなされない。

本項の目的上、エクイティ投資比率には、販売目論見書に規定する証券貸付プログラムを通じて貸し付けられるエクイティ投資対象は含まれない。

投資家は、各自の状況に関して有資格の税務専門家にアドバイスを求めるべきである。

## 5 運用状況

### <訂正前>

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止します。

(後略)

### <訂正後>

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - オーストラリア(豪ドル)は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散しました。

(後略)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込(販売)手続等

#### (a) 海外における申込(販売)手続等

<訂正前>

(前略)

受益証券クラスの通貨の国の銀行が決済日および注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)

### 2 買戻し手続等

#### (a) 海外における買戻し手続等

<訂正前>

(前略)

受益証券クラスの通貨の国の銀行が決済日および注文日から決済日までの期間のいかなる日において営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、決済は、かかる銀行が営業する翌日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日の翌日に行われる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

決済日または注文日から決済日までの期間のいかなる日においても、受益証券クラスの通貨の国の銀行が営業していない場合、または対応する通貨が銀行間決済システムにおいて取引されていない場合、これらの日は、計算の目的上、決済日とはみなされない。かかる銀行が営業する日、または対応する通貨が決済システムにおいて取引可能になる日のみが決済日となる。

(後略)



### 第3 ファンドの経理状況

#### 2 ファンドの現況

<訂正前>

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）は、2019年1月17日付で募集を停止し  
ます。

（後略）

<訂正後>

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散しました。

（後略）

### 第三部 特別情報

#### 第2 その他の関係法人の概況

<訂正前>

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）は、2019年1月17日付で募集を停止し  
ます。

##### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

（中略）

###### （6）ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE ルクセンブルグ支店

（Northern Trust Global Services SE, Luxembourg Branch）（「登録・名義書換事務代行会社」  
および「管理事務代行会社」）

資本金の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEの資本金は、2018年2月末日現在、142.3百万  
ユーロ（約186億8,114万円）である。なお、ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE ルク  
センブルグ支店に資本金はない。

事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSEは、英国の法律に基づき設立された会社であ  
る。同社は、保管およびカストディ業務、投資信託の管理業務およびその他の形態による金融業務  
（貸付、証券貸付および銀行としての金銭の保有を含む。）に注力している。

（後略）

<訂正後>

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - オーストラリア（豪ドル）は、2019年1月17日付で募集を停止し、2019年4月8日付で解散しました。

##### 1 名称、資本金の額及び事業の内容

（中略）

###### （6）ノーザン・トラスト・グローバル・サービスズSE

（Northern Trust Global Services SE）（「登録・名義書換事務代行会社」および「管理事務代行  
会社」）

資本金の額

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS Eの資本金は、2019年3月1日現在、387,067,791ユーロ(約484億円)である。

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年1月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=125.15円)による。

#### 事業の内容

ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS Eは、欧州会社(Societas Europaea)であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則(EC)2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動(投資会社のものを含む)に従事することである。

(後略)